

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社ケイファーマ

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2023年 9 月12日
【四半期会計期間】	第 7 期第 1 四半期(自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 3 月31日)
【会社名】	株式会社ケイファーマ
【英訳名】	K Pharma, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福島 弘明
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
【電話番号】	03-6629-3380
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 松本 真佐人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
【電話番号】	03-6629-3380
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 松本 真佐人

目次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	12
第4【経理の状況】	13
1【四半期財務諸表】	14
2【その他】	25
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	26
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 7 期 第 1 四半期 累計期間
会計期間	自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 3 月 31 日
売上高 (千円)	500,000
経常利益 (千円)	332,629
四半期純利益 (千円)	248,859
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	100,000
発行済株式総数 普通株式 A 種優先株式 B 種優先株式 C 種優先株式 (株)	5,000 1,999 666 2,214
純資産額 (千円)	1,585,122
総資産額 (千円)	1,801,864
1 株当たり四半期純利益 (円)	25.19
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益 (円)	—
1 株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	88.0

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 2023年 8 月 6 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っております。当四半期累計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、当社は当第1四半期累計期間において契約一時金の獲得により営業利益を計上しているものの、2022年12月期迄継続的に営業損失を計上し、且つ営業キャッシュ・フローがマイナスであったことを考慮すると、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

このような事象又は状況を改善するために契約一時金等の獲得を進めたことにより、更に十分な運転資金の確保ができたことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

（1）財政状態の状況

（資産）

当第1四半期会計期間末における流動資産は1,798,226千円となり、前事業年度末と比較して427,298千円増加いたしました。主な要因は、前払費用が11,494千円減少したものの、現金及び預金が売掛金の入金等により439,785千円増加したことによるものであります。

固定資産は3,638千円であり、前事業年度末から増減がありませんでした。

この結果、総資産は1,801,864千円となり、前事業年度末と比較して427,298千円増加いたしました。

（負債）

当第1四半期会計期間末における流動負債は186,089千円となり、前事業年度末と比較して152,405千円増加いたしました。主な要因は、買掛金が46,310千円増加、未払法人税等が58,336千円増加および未払消費税等が38,569千円増加したことによるものであります。

固定負債は30,652千円であり、前事業年度末と比較して26,033千円増加いたしました。これは資産除去債務が26,033千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は216,741千円となり、前事業年度末と比較して178,438千円増加いたしました。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産合計は1,585,122千円となり、前事業年度末と比較して248,859千円増加いたしました。これは、四半期純利益を248,859千円計上したことにより利益剰余金が248,859千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は88.0%（前事業年度末は97.2%）となりました。

（2）経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和等により、緩やかな景気の持ち直しがみられており、経済活動の本格的な再開及び経済の活性化が期待される状況となっております。

一方で、ウクライナ情勢をはじめとする地政学リスクや、エネルギーコストの上昇等、わが国経済を下振れさせるリスクが多数存在しており、先行きについては極めて不透明な状況が続いております。

iPS細胞を活用した創薬事業では、3月1日にアルフレッサ ファーマ株式会社との間で、「ロピニロール塩酸塩を活用したALS（※1）治療薬の開発権・製造販売権許諾契約」を締結しており、一刻も早く患者様に治療薬を届けるために、アルフレッサ ファーマ株式会社と共に検証的治験（第Ⅲ相試験）に向けて準備を進めてまいります。

また、慶應義塾大学との共同研究において、ロピニロール塩酸塩が新規メカニズムに基づいてALS治療効果を示

す新規薬剤であることを明確にする取組みを行っております。

当社はALS以外の疾患においても患者様由来のiPS細胞を活用し、5つの開発プロジェクトの研究を行っており、治療薬の開発を進めております。

iPS細胞を活用した亜急性期脊髄損傷の再生医療では、2023年2月に慶應義塾大学信濃町キャンパス内総合医科学研究棟に「ケイファーマ・慶應脊髄再生ラボ」を開室しており、引き続き慶應義塾大学と一体となって準備を進めてまいります。

このような状況の中、当第1四半期累計期間におきましては、売上高500,000千円、売上総利益455,000千円を計上したものの、研究開発費を47,737千円を計上したこと等により、営業利益は332,712千円、経常利益は332,629千円、四半期純利益は248,859千円となりました。

なお、当社は医薬品等の研究・開発・製造・販売の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

※1 ALS：筋萎縮性側索硬化症(Amyotrophic Lateral Sclerosis)

日本国内では1974年に特定疾患に認定された指定難病であり、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種であり、極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡し、治癒のための有効な治療法は現在確立されておられません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、47,737千円であります。

尚、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 研究機関との共同研究契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
学校法人慶應義塾 医学部生理学教室	日本	共同研究契約 (覚書)	2023年4月7日	2020年4月1日から 2024年3月31日まで	2020年4月27日に締結した「iPS細胞を活用した医薬品及び再生医療等製品の開発を目的とした共同研究」の契約を1年間延長する旨を定めたもの

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000
A種優先株式	15,000
B種優先株式	15,000
C種優先株式	15,000
計	60,000

(注) 1. 2023年6月1日付で、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後、会社法第178条の規定に基づき2023年6月9日開催の取締役会決議により、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、2023年6月26日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止すると共に発行可能株式総数を30,000株としております。

2. 当社は、2023年7月19日開催の取締役会決議により、2023年8月6日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は29,970,000株増加し、30,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年9月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,000	9,879,000	非上場	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	1,999	—	非上場	—
B種優先株式	666	—	非上場	—
C種優先株式	2,214	—	非上場	—
計	9,879	9,879,000	—	—

(注) 1. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

なお、2023年6月26日の臨時株主総会において当該定めは廃止されております。

2. 当社は、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款に定めております。

3. 剰余金の配当

(1) 当会社は、剰余金の配当（中間配当を含む。以下本条において「配当」という。）を行うときは、C種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録質権者」という。）に対し、B種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）及びB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）及びA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）並びに普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、各事業年度ごとに、C種優先株式1株につき金7,000円の剰余金（ただし、C種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日（同日を含む）から当該事業年度の末日（同日を含む）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額（1円未満は切り捨てる。）以下「C

種優先配当額」という。)を配当する。但し、既に同じ事業年度中に設けられた基準日よりC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して配当を行ったときは、その額を控除した額とする。なお、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しC種優先配当額を配当後、当会社がさらに配当を行う場合には、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、各事業年度ごとに、B種優先株式1株につき金6,000円の剰余金(ただし、B種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日(同日を含む)から当該事業年度の末日(同日を含む)までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額(1円未満は切り捨てる。))以下「B種優先配当額」という。)を配当する。但し、既に同じ事業年度中に設けられた基準日よりB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して配当を行ったときは、その額を控除した額とする。なお、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しC種優先配当額を、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しB種優先配当額を配当後、当会社がさらに配当を行う場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、各事業年度ごとに、A種優先株式1株につき金3,000円の剰余金(ただし、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日(同日を含む)から当該事業年度の末日(同日を含む)までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額(1円未満は切り捨てる。))以下「A種優先配当額」という。)を配当する。但し、既に同じ事業年度中に設けられた基準日よりA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して配当を行ったときは、その額を控除した額とする。なお、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しC種優先配当額を、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しB種優先配当額を、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しA種優先配当額を配当後、当会社がさらに配当を行う場合には、C種優先株主又はC種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者及び普通株主及び普通登録質権者に対し、C種優先株式、B種優先株式、A種優先株式のそれぞれを、当該時点において適用できる普通株式への転換に関する(注4)及び(注5)に従い普通株式に転換した場合における普通株式の比率で配当を行う。

(2) ある事業年度においてC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がC種優先配当額に達しない場合及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がB種優先配当額に達しない場合及びA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がA種優先配当額に達しない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) (1)に基づくC種優先配当額及びB種優先配当額及びA種優先配当額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) C種優先株式の分割、無償割当て又は併合が行われた場合、C種優先配当額は以下のとおり調整されるものとする。本項における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式分割、株式無償割当て又は株式併合後のC種優先株式の発行済株式総数を株式分割、株式無償割当て又は株式併合前のC種優先株式の発行済株式総数で除して得られた数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\begin{array}{ccc} \text{調整後} & \text{当該調整前の} & 1 \\ \text{C種優先配当額} = \text{C種優先配当額} \times & \frac{\quad}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}} \end{array}$$

(5) B種優先配当額及びA種優先配当額の調整は、前項を準用する。この場合、「C種」とあるのはそれぞれ「B種」、「A種」と読み替えるものとする。

4. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、B種優先株主及びB種優先登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、金700,000円(以下「C種優先分配額」という。)を支払う。なお、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しC種優先分配額を支払後、残余財産がある場合には、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、A種優先株主及びA種優先登録質権者、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、金600,000円(以下「B種優先分配額」という。)を支払う。なお、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しB種優先分配額を支払後、残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、金300,000円(以下「A種優先分配額」という。)を支払う。

(2) 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、前項による分配後の残余財産を、普通株主又は普通登録質権者に対し、その保有する普通株式（自己株式を除く）の数に金10,000円（以下、「差引金額」とい、当該差引金額は、普通株式につき、分割、併合又はその他持株比率及び議決権比率を変動させない株数の変動があったときは、適切に調整される。以下同じ。）を乗じた額を分配する。なお、前項による分配の後の残余財産が、本項により分配されるべき額に満たないときは、普通株主及び普通登録質権者において、その持株数に応じて分配する。なお、普通株主及び普通登録質権者に対する差引金額分配後の残余財産は、C種優先株主又はC種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に対して、C種優先株式、B種優先株式、A種優先株式のそれぞれを、当該時点において適用できる普通株式への転換に関する（注4）及び（注5）の定めに従い普通株式に転換した場合における普通株式の比率で分配を行う。

(3) C種優先分配額は、本項の定めに従い調整される。

①C種優先株式の分割、無償割当て又は併合が行われたときは、C種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式分割、株式無償割当て又は株式併合後のC種優先株式の発行済株式総数を株式分割、株式無償割当て又は株式併合前のC種優先株式の発行済株式総数で除して得られた数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\begin{array}{ccc} \text{調整後} & \text{当該調整前の} & 1 \\ \text{C種優先分配額} = \text{C種優先分配額} \times \frac{\quad}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}} \end{array}$$

②本項①における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) B種優先分配額及びA種優先分配額の調整は、前項を準用する。この場合、「C種」とあるのはそれぞれ「B種」、「A種」と読み替えるものとする。

5. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1) C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当会社がC種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「C種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

①C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「C種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるC種取得請求権の行使により各C種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\begin{array}{ccc} \text{C種優先株式の基準価額} \\ \text{C種取得比率} = \frac{\quad}{\text{C種取得価額}} \end{array}$$

②本項①のC種優先株式の基準価額及びC種取得価額（以下「C種取得価額」という。）は、当初700,000円とする。

(2) B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当会社がB種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「B種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

①B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「B種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるB種取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\begin{array}{ccc} \text{B種優先株式の基準価額} \\ \text{B種取得比率} = \frac{\quad}{\text{B種取得価額}} \end{array}$$

②本項①のB種優先株式の基準価額及びB種取得価額（以下「B種取得価額」という。）は、当初600,000円とする。

(3) A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につ

き、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「A種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

①A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるA種取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A種優先株式の基準価額

A種取得比率＝ $\frac{\text{A種取得価額}}{\text{A種優先株式の基準価額}}$

A種取得価額

②本項①のA種優先株式の基準価額及びA種取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初300,000円とする。

6. 取得価額等の調整

（1）（注4）に定めるC種優先株式の基準価額及びC種取得価額は、以下の定めにより調整される。

①株式等の発行又は処分に伴う調整

C種優先株式発行後、本号（i）又は（ii）に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、C種取得価額を、本号（i）の場合は当該普通株式の1株当たりの払込金額に、本号（ii）の場合は下記に定める潜在株式等取得価額に、それぞれ変更する。

（i）調整前のC種取得価額を下回る払込金額をもってA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及び普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当てを含む。）。但し、C種取得請求権の行使又は潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のC種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

（ii）調整前のC種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等が発行又は処分する場合（無償割当てを含む。）。本（ii）にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のC種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

本号（i）又は（ii）に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前条に定めるC種優先株式の基準価額も、C種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、（a）C種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するC種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は（b）当社がストックオプション目的で当社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合（但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合に限る。）には行われない。

②株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

C種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、C種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のC種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は効力発生日（割当基準日がある場合はその日）の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合C種優先株式の基準価額も、C種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$C種取得価額 = C種取得価額 \times \frac{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}{1}$$

③その他の調整

本項①②に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてC種取得価額及び／又はC種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- (a) 合併、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために取得価額の調整を必要とする場合。
 - (b) 潜在株式等にかかる本項(1)②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
 - (c) 本号(a)(b)のほか、当社の普通株式の価値に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が判断する場合。
- (2) 前項はB種優先株式の基準価額及びB種取得価額、並びにA種優先株式の基準価額及びA種取得価額に準用する。この場合、「C種」とあるのはそれぞれ「B種」、「A種」と読み替えるものとする。

7. 普通株式と引換えにする取得

当社は、C種優先株式、B種優先株式及びA種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のC種優先株式及びB種優先株式及びA種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主及びB種優先株主及びA種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の数その他の条件については、（注4）「普通株式と引換えにする取得請求権」及び（注5）「取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、C種優先株主、B種優先株主及びA種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

8. 議決権

- (1) C種優先株主は、当社株主総会及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (2) B種優先株主は、当社株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (3) A種優先株主は、当社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (4) 普通株主は、当社株主総会及び普通株主を構成員とする種類株主総会において、普通株式1株につき1個の議決権を有する。

9. 株式の分割、併合及び株主割当て等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同時に同一割合でこれを行う。
- (2) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
- (3) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (4) 当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、C種優先株主にはC種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するC種優先株式と同種の株式を、B種優先株主にはB種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種優先株式と同種の株式を、A種優先株主にはA種

優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA種優先株式と同種の株式を、それぞれ同時に同一割合で交付する。

10. 2023年6月1日付で、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、会社法第178条の規定に基づき2023年6月9日開催の取締役会決議により、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、当社は2023年6月26日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

11. 当社は、2023年7月19日開催の取締役会決議により、2023年8月6日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は9,869,121株増加し、発行済株式総数は9,879,000株となっております。

また、2023年6月26日開催の臨時株主総会決議により、2023年8月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年3月31日	—	普通株式 5,000 A種優先株式 1,999 B種優先株式 666 C種優先株式 2,214	—	100,000	—	1,274,550

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,000	5,000	—
完全議決権株式(その他)	A種優先株式 1,999	1,999	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
完全議決権株式(その他)	B種優先株式 666	666	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
完全議決権株式(その他)	C種優先株式 2,214	2,214	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	9,879	—	—
総株主の議決権	—	9,879	—

(注) 当社は、2023年7月19日開催の取締役会決議により、2023年8月6日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は9,869,121株増加し、発行済株式総数は9,879,000株となっております。

また、2023年6月26日開催の臨時株主総会決議により、2023年8月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2023年1月1日から2023年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(2023年1月1日から2023年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,336,847	1,776,632
原材料及び貯蔵品	10,196	10,681
前払費用	22,406	10,911
その他	1,477	—
流動資産合計	1,370,928	1,798,226
固定資産		
投資その他の資産		
保証金	3,638	3,638
投資その他の資産合計	3,638	3,638
固定資産合計	3,638	3,638
資産合計	1,374,566	1,801,864

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,044	56,355
未払費用	21,547	29,310
未払法人税等	1,900	60,236
未払消費税等	—	38,569
預り金	191	1,617
流動負債合計	33,683	186,089
固定負債		
資産除去債務	4,619	30,652
固定負債合計	4,619	30,652
負債合計	38,302	216,741
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	2,249,250	2,249,250
利益剰余金	△1,012,986	△764,127
株主資本合計	1,336,263	1,585,122
純資産合計	1,336,263	1,585,122
負債純資産合計	1,374,566	1,801,864

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
売上高	500,000
売上原価	45,000
売上総利益	455,000
販売費及び一般管理費	122,287
営業利益	332,712
営業外収益	
受取利息	7
営業外収益合計	7
営業外費用	
社債発行費等	90
営業外費用合計	90
経常利益	332,629
特別損失	
減損損失	35,410
特別損失合計	35,410
税引前四半期純利益	297,219
法人税、住民税及び事業税	48,360
法人税等合計	48,360
四半期純利益	248,859

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、時価算定会計基準適用指針の適用による四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は医薬品等の研究・開発・製造・販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は医薬品等の研究・開発・製造・販売の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
契約一時金	500,000
マイルストーン収入	—
ロイヤリティ収入	—
顧客との契約から生じる収益	500,000
その他の収益	—
外部顧客への売上高	500,000

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり四半期純利益	25円19銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	248,859
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	248,859
普通株式の期中平均株式数(株)	9,879,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2023年8月6日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(重要な契約の締結)

I. 2023年6月9日開催の当社取締役会において、学校法人北里研究所と新規iPS創薬に関する難聴治療薬の企業治験に向けた非臨床薬効データの取得を目的とした共同研究契約を締結することを決議いたしました。

1. 目的

新規iPS創薬に関する難聴治療薬の企業治験に向けた非臨床薬効データの取得を目的とした共同研究を行うものとなります。

2. 契約の相手会社の名称

学校法人北里研究所

3. 契約締結時期

2023年6月30日

4. 契約の内容

難聴疾患に対するiPS細胞由来聴覚系組織を用いた治療薬の臨床治験に向けた研究を学校法人北里研究所と共同で行うものであり、その共同研究費用を当社が負担することにより、研究担当者が共同でなした発明等に係るものは学校法人北里研究所と当社の共有とし、共有の場合の持分割合は双方の貢献度によりその都度協議して定めるものとしております。

5. 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

本契約締結により、当社と学校法人北里研究所で行う難聴疾患に対するiPS細胞由来聴覚系組織を用いた治療薬の臨床治験に向けた共同研究費用を当社が負担することとなり、2023年中に10,000千円を支払うこととなっております。

II. 2023年7月19日開催の当社取締役会において、独立行政法人国立病院機構大阪医療センターと慢性期脳梗塞、脳出血及び外傷性中枢神経損傷を対象とするヒトiPS細胞を活用した再生医療の当社主導企業治験に向けた共同研究契約を締結することを決議いたしました。

1. 目的

iPS細胞由来神経前駆（幹）細胞を用いた慢性期脳梗塞の再生医療において、当社主導の企業治験の実施に向け、移植細胞の有効性、安全性及び製造法等を検証し、実用化に向けた検討を行うものとなります。

2. 契約の相手会社の名称

独立行政法人国立病院機構大阪医療センター

3. 契約締結時期

2023年8月31日

4. 契約の内容

慢性期脳梗塞の再生医療における企業治験の実施に向けた研究を独立行政法人国立病院機構大阪医療センターと共同で行うものであり、その共同研究費用を当社が負担することにより、研究担当者が共同でなした発明等に係るものは独立行政法人国立病院機構大阪医療センターと当社の共有とし、共有の場合の持分割合は双方の貢献度によりその都度協議して定めるものとしております。

5. 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

本契約締結により、当社と独立行政法人国立病院機構大阪医療センターで行う慢性期脳梗塞の再生医療における企業治験の実施に向けた研究費用を当社が負担することとなり、初年度の研究費用として2023年中に30,000千円を支払うこととなっております。

III. 2023年8月14日開催の当社取締役会において、アルフレッサ ホールディングス株式会社と相互の発展のために、資本における結びつきを強めると共に、アルフレッサ ホールディングス株式会社グループ及び当社における研究開発・流通等の経営戦略上の業務提携の関係を形成・発展させていくことを目的とし、「資本及び業務の提携に関する基本合意書」を締結することを決議いたしました。

1. 目的

相互発展のための資本における結びつきの強化並びに研究開発・流通等の経営戦略上の業務提携の関係を形成・発展させていくこと

2. 契約の相手会社の名称

アルフレッサ ホールディングス株式会社

3. 契約締結時期

2023年8月31日

4. 契約の内容

ALS治療薬の日本における開発権・製造販売権の契約締結先であるアルフレッサ ファーマ株式会社を含めたアルフレッサ ホールディングス株式会社グループとの今後の資本および業務の提携に関し基本合意するものであり、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づく売付け（親引け）および亜急性期の脊髄損傷治療薬の日本国内における上市にあたり、アルフレッサ ホールディングス株式会社グループが本治療薬の日本国内における流通業務を引き受けることを内容とする業務提携契約の締結を本基本合意締結後2年以内に行うことを合意したのになります。

5. 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

本件による当社の2023年12月期業績への影響はございません。

なお、アルフレッサ ホールディングス株式会社との資本および業務提携は、業績向上に繋がるものと考えておりますが、当社の来期以降の業績に与える影響等につきましては未定であります。

（優先株式の取得及び自己株式（優先株式）の消却）

A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主から取得請求権の行使を受けたことにより、2023年6月1日付でA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てについて、2023年6月9日開催の取締役会決議により消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

（1）取得株式数

A種優先株式 1,999株

B種優先株式 666株

C種優先株式 2,214株

（2）交換により交付した普通株式数

普通株式 4,879株

（3）交付後の発行済普通株式数 9,879株

（4）消却の効力発生日

2023年6月9日

（定款の一部変更）

（1）変更の理由及び内容

今回の優先株式の消却に伴い、当社定款第5条の発行可能株式総数を30,000株に変更するとともに、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する規定を削除しております。

（2）定款変更の効力発生日

2023年6月26日

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、2023年7月19日開催の取締役会決議に基づき、2023年8月6日付をもって株式分割を行っております。また、2023年6月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年8月6日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2023年8月5日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	9,879株
今回の分割により増加する株式数	9,869,121株
株式分割後の発行済株式総数	9,879,000株
株式分割後の発行可能株式総数	30,000,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2023年7月22日
基準日	2023年8月5日
効力発生日	2023年8月6日

(4) 1株当たり情報に与える影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

3. 資本金について

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

4. 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年9月4日

株式会社ケイファーマ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 阿部 博

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 太基

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイファーマの2023年1月1日から2023年12月31日までの第7期事業年度の第1四半期会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケイファーマの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上